

## &lt;前回：政治神学／モルトマン&gt;

## (1) C・シュミット

1. 『政治神学』未来社。

「主権者とは、例外状況にかんして決定をくださる者をいう」(11)

「現代国家理論の重要概念は、すべて世俗化された神学概念である。たとえば、全能なる神が万能の立法者に転化したように、諸概念が神学から国家理論に導入されたという歴史的展開によってばかりでなく、その体系的構成からもそうなのであり、「例外状況は、法律学にとって、神学にとっての奇蹟と類似の意味をもつ。」(49)

「人格の主権者」「絶対君主政は、相争う利害や同盟による戦いに裁定をくだし、これによって、国家としての統一の基盤をなしてきた。国民によって表わされる統一には、この決定主義的性格がない。これは有機的統一であり、国民的意識にともなって、有機的な国家総体の表象が生まれる。」(64)

2. 『政治的なものの概念』

「国家という概念は、政治的なものという概念を前提にしている」(3)

「特殊政治的な区別とは、友と敵という区別である」(15)

「戦争は決して、政治の目標・目的ではなく、ましてその内容ではないが、ただ戦争は、現実的可能性としてつねに存在する前提なのであって、この前提が、人間の行動・思考を独時なし方で規定し、そのことを通じて、とくに政治的な態度を生み出すのである」(27)

「このような闘争の可能性が残らず除去され消滅した世界、最終的に平和になった地球というものは、友・敵区別の存在しない世界、したがって、政治のない世界であるといえよう」(30)

「重大事態をふまえての結束だけが、政治的なのである」、「決定の単位」「主権をもつ単位」(36)

## (2) モルトマン

## A.モルトマン神学の位置

1. ユルゲン・モルトマン『わが足を広きところに——モルトマン自伝』新教出版社。

2. 森田雄三郎「現代神学の動向」(1987年)

## B.モルトマン「政治的宗教の神学的批判」

・モルトマン／メッツ『政治的宗教と政治的神学』新教出版社。(Kirche im Prozess der Aufklärung ---Aspekte einer neuen 《Politische Theologie》, Chr.Kaiser, 1970)

「J・B・メッツが数年前提唱した「政治的神学」への要求」、「C・シュミットの『政治的神学』(一九二二年、再版一九三四年)を書棚から見つけ、辞書の当該項目をしらべ、この概念がいかかわしいものであることを見つけ、この新しい要求を、ものの役に立たぬ政治的な概念に対する神学的な試みときめつけた」(18)

「社会批判的神学が、教会的・社会的現実と直面して自己批判的に、自己本来のキリスト教的な要求から始めるというのは全く意味深い解釈といえることができる。批判的神学は教会の源泉、中心からくるのである」(28)、「終末論的約束の担い手の十字架刑という神学的-政治的出来事が立っているのである」(29)

「ペーターズン」「政治的神学」「theologia civilis」「genus politicon」という表現は、ストアの哲学から来ている」「アウグスティヌス」「『神の国』第四卷十二章」(31)

「E・ペーターズンは、C・シュミットの『政治的神学』(Politische Theologie)」(一九三三年)に反対して書いた、有名な「論文」、「かなり早くからキリスト教哲学者は、聖書の唯一神論をアリストテレス学派的唯一神論と結びつけることを試みている。しかしこの形而上学的唯一神論は、根本的には専制主義[君主制]であった」(35)

「万有はひとつの専制主義的構想をもつ。ひとりの神——一つの世界。このように神は、現実全体の統一性へ結びつけられ、この統一性の象徴ないし統合点とされる。自然的神学におけるこのような唯一神論的世界理解に対し、政治的神学におけるひとり皇帝の帝国主義が対応している」(36)

「三位一体論の形成とともに、キリスト教神学は宗教-政治的唯神論から自由になった。直ちに事実においてそうならなかった場合でも、原則的にそれを打ち破った。私の考えでは、今日にいたるも政治的宗教に対する批判は三位一体論の政治的効能である」(38)

「三位一体論を自由に放棄してゆくことは、キリスト教信仰がキリスト教世界の政治的宗教に自覚的に融解してつくことのしるしである」(38)

#### C. 『二十世紀神学の展望』(新教出版社、1989年)

「新しい政治神学」(212)

「政治神学は、ヨーロッパの枠を広く越える、神学「運動」となった」、「革命の神学」「解放の神学」「民衆の神学」、「この神学が愛によって働く信仰(fides es caritate formata)のうち端緒を持っていること」(213)

「もし、「わたしの神学の構想」を箇条書きにまとめなければならないとすれば、恐らく、最小限次のように言うに違いない。わたしは、

——聖書に基づいた、

——終末論的に方向づけられた、

——政治的な責任を負う、

神学を考えようとしている、と。」(221)

### 4. 政治神学 3 ——アガンベン

#### (1) 主権の論理構造——シュミットの場合——

1. 「言論と欲望」の弁証法を主権論へと展開する → 政治と宗教との関わり

政治神学の再考のプログラム

アレント/シュミットから出発し、アガンベンを経て、ティリッヒ、モルトマンへ。

政治神学は政治哲学を必要とする。

2. シュミット『政治的なものの概念』

「いずれにせよ、重大事態をふまえての結束だけが、政治的なのである。……したがって、政治的単位は、およそそれが存在するかぎりつねに、決定的単位なのであって、かつ、例外的事態をも含め、決定的事態についての決定権を、概念上必然的につねに握っていないなくてはならない、という意味において『主権をもつ』単位なのである。」(シュミット、1922、36)

3. 政治(友・敵の敵対構造)にとって主権(決定的事態における決定遂行の権限)は論理的に不可避的である。

主権: 「人間の物理的生命を支配する」権力であり、それは、「刑の判決の形で、人間の生死を意のままにする権限、すなわち生殺与奪の権」を含むものである。

↓

4. 法秩序の内部にありながら、法秩序を超える。

主権が行使する権力について。「いかなる正統性・合法性といえども、そのために人間が殺りくし合うことを正当化することはできない」し、「倫理的・法的規範をもってしても、戦争を理由づけることはできない」(同、54)。

権威の意味

5. 「決定的な政治的単位としての国家は、途方もない権限を一手に手中にしている。すなわち、戦争を遂行し、かつそれによって公然と人間の生命を意のままにする可能性である。なぜなら、交戦権は、このような自由に処理する権能を含んでいるからである。」(同、48)

6. 主権国家論から、多元的国家論や世界国家論を否定。

「国家が単位であり、しかも決定的な単位であるのは、その政治的な性格にもとづく。多元的理論は、社会的諸団体の連合によって単位となる国家の国家理論であるか、さもなければ、たんに国家の解消・否定の理論にすぎない」(同、44)、「多元的国家理論は、まったく自由主義的個人主義の枠を脱していないのである」(同、46)、「全人類を包括

する国際連盟の樹立は、けっきょくまた、『人類』と呼ばれる普遍的な社会という非政治的な理想状態を組織しようとする、こんにちまでのところもちろんはなはだ不確かな傾向に対応するものでありえよう。……しかしながら、普遍的であることは、完全な非政治性を、したがってなによりもまず第一に、徹底した無国家性を意味するはずのものであろう」(同、65)、『世界国家』が、全地球・全人類を包括するばあいには、それはしたがって政治的単位ではなく、たんに慣用上から国家と呼ばれるにすぎない。」(同、68)

7. シュミットの自由主義とその多元主義に対する攻撃。「自由主義的な多元主義とそれに伴う政治制度をそのように拒否することは、きわめて危険な結果をもたらし、全体主義へと道を開く」(ジャンタル・ムフ『政治的なるものの再興』日本経済評論社、1998年(1993)、217)。「国家に備わる政治的なるものの現実が、自動的に消失してしまわない限り、そうした正統性原理レベルでの多元主義はあり得ない」(同、263)、また「民主主義の持つ等価性の論理」と「自由主義の差異の論理」は究極的に両立不可能なものではあるが、「しかしそれは、シュミットが言明したように、自由民主主義が存立不可能な統治形態であることを意味するものではない。それどころか、私の考えでは、同一性の論理と差異の論理とのあいだのこうした緊張関係の存在こそが、多元主義的民主主義の本質を規定しているのである」(同、267)。
8. 政治における人間の平等性(同一性)と差異→ユニークな人格。  
「人間の複数性とは、唯一存在の逆説的な複数性である」(アーレント、1958、287)

## (2) アガンベン政治哲学とホモ・サケル

9. シュミットの主権論あるいは「原初的な政治的構造」(アガンベン、1995、107)。  
シュミットの主権論 → 逆説と例外という論理構造
10. 「主権の逆説は次のように言い表される。『主権者は、法的秩序の外と内に同時にある』。主権者は事実、例外状況を布告し、それによって秩序の効力を宙吊りにするという権力を法的秩序によって認められている者である。だとすれば、主権者は『法的秩序の外にありながら、法的秩序に所属している。というのは、憲法が全面的に宙吊りにされるかどうかの決定は彼に任されているからである』。『同時に』という正確を期した表現は、ありきたりのものではない。主権者は、法の効力を宙吊りにする合法的な権力をもつことによって、合法的に、法の外に身を置く」(同、25)、「シュミットによれば、主権による例外化において問題になっているのは法的規範のもつ効力の可能性の条件そのものであり、また、国家の権威の意味そのものでもあるからだ。主権者は例外状態を通して『状況を創造し保証』する。」(同、28)
11. 主権の論理構造:「法的秩序の外と内」の「同時」の逆説性。  
しかし、法という意味システムを根拠付けるものは何か?  
システムの根拠付けをシステム内部から行なう際に発生する逆説(無限遡及のパラドックス)。「現代の思考はあらゆる領域で例外の構造に直面している。したがって、言語活動による主権の要求とは、意味を外示と一致させようとする企てである」(同、40)。意味と外示 → 意味と指示、言語の内と外  
芦名定道『ティリッヒと現代宗教論』北樹出版、1994年、86-99頁。
12. 暴力や欲望との連関。  
「法は法でないもの(たとえば自然状態としての純粋な暴力)を、法が例外状態において潜勢的な関連をもつものとして自らを維持することを可能にするものとして前提する。主権による例外化(自然と法権利とのあいだの不分明地帯としての)とは、法的参照を宙吊りにするという形で法的参照を前提することである」(同、33)、「主権者とは、暴力と法権利のあいだが不分明になる点であり、暴力が法権利へ、法権利が暴力へと移行する境界線だ、ということである。」(同、50)
13. 「ホモ・サケル」(Homo Sacer)。古代ローマの文献(ポンペイウス・フェストゥス『言葉の意味について』)に登場する「聖なる人間(ホモ・サケル)」という謎めいた形象

——「誰もが処罰されずに殺害することができたが、彼を儀礼によって認められる形で殺害してはならなかった」——から、政治と宗教の関係性の原初形態へ。

近代的な政教分離の二元論のもとで覆い隠される以前の歴史的状況に遡り考察を行う戦略。

14. 「聖化は二重の例外化をなしている。それは人間の法からの例外化であるとともに神の法からの例外化であり、宗教的領域からの例外化であるとともに世俗的領域からの例外化でもある」(同、118)、「ホモ・サケルは、犠牲化不可能性という形で神に属し、殺害可能性という形で共同体に包含される。犠牲化不可能であるにもかかわらず殺害可能である生、それが聖なる生である。」(同、119)
15. 主権とホモ・サケル (例外における同型性)。  
「主権的圏域とは、殺人罪を犯さず、供犠を執行せずに人を殺害することのできる圏域のことであり、この圏域に捉えられた生こそが、聖なる生、すなわち殺害可能だが犠牲化不可能な生なのである」(同、120)、「一方の極にある主権者とは、彼に対してはすべての人間が潜勢的にはホモ・サケルであるような者であり、他方の極にあるホモ・サケルは、彼に対してはすべての人間が主権者として振る舞うような者である。その意味で、主権者とホモ・サケルは、同一の構造をもち互いに相関関係にある正反対の二つの形象を提示するものである。」(同、122)
16. 「原初的な政治的構造」から、近代へ。  
「生そのものが先例のない暴力へと露出されている」(同、160)、「我々が皆、潜在的にはホモ・サケルであるからかもしれない」(同、162)。  
強制収容所、全体主義、人間モルモット、安楽死、脳死(死の政治化)などの一連の問題。
17. 「剥き出しの生の空間(つまり強制収容所)へと政治が根源的に変容し」、「政治がかつてないほど全体主義的なものとして構成されえたのは、現代にあっては政治が生政治へと全面的に変容してしまっているからにほかならない。」(同、166)  
das bloße Leben(ベンヤミン) → la nuda vita
18. 「ホップズのいう自然状態は、都市の法権利とまったく関係のない、法に先行する条件なのではなく、法権利を構成し法権利に住みついている例外であり境界線である。自然状態は、万人の万人に対する戦いであるというより、正確に言えば、誰もが他の者に対して剥き出しの生でありホモ・サケルであるという状況のことなのである」(同、151)
19. ミッシェル・フーコーの「生政治 bio-politique」(『性の歴史』の第一部『知への意志』)  
古典古代ギリシャにおけるゾーエーとビオス  
近代：政治はゾーエー(人々の生物学的な意味においての生そのもの)の管理を統治行為の中心に置くようになる(ゾーエーがポリスの領域に侵入)。  
↓ cf. アーレントの言う社会化  
近代を特徴付ける「生政治」のあり方(権力が臣民の身体とかその生物学的な意味における生の営みの内部に侵入してゆく具体的な様態)は、法制度的モデル(伝統的な主権論・国家論)にもとづいて伝統的アプローチでは捉えられない。
20. アガンベン  
近代：もともとは法的政治的な共同体秩序の例外に位置していた「剥き出しの生」の空間が政治空間と一致するようになる。排除と包含、外部と内部、ビオスとゾーエー、法権利と事実のあいだの区別が定かでなくなる不分明地帯への突入。  
近代デモクラシーの成立との並行性。  
生物学的な生を生きている存在としての人間は、政治的権力の対象としてではなく、主体として現れる。最初からゾーエーの権利要求と解放運動として登場。  
市民の剥き出しの生、人類の新しい生政治的な身体。
21. 再び政治神学へ  
三位一体論の政治的意味、南原繁(プラトンの国家論とキリスト教あるいはカント)

## (3) アガンベンから政治神学へ

23. 「オイコノミア」(経綸)と政治神学：統治の二重構造、近代の統治機構を源泉に遡って理解すること(「ミッシェル・フーコーによっておこなわれた統治性の系譜に関する研究の延長線上に位置している」→系譜学、ギリシア哲学から教父思想へ)。

「本研究は、西洋において権力が、「オイコノミア(oikonomia)」という形、つまり人間たちの統治という形を引き受けるようになった、その様態と理由の様態と理由の数々を探究しようとするものである」

「三位的オイコノミアという装置が、統治機械の機能と分節化——内的分節化と外的分節化——を観察するにあたっていかに特権的な実験室たりうるかを示す」(9)

「統治機械の二重構造」「権威(auctoritas)と権力(potestas)」「オイコノミアと栄光」「権力はなぜ栄光を必要とするのか？」

「これらの問いを神学という次元へと回復してやることによって、西洋の統治機械の最終的構造がオイコノミアと栄光のあいだの関係のうちに見分けられるようになる」(10)

「権力の中心的な秘密」、「喝采や栄光の機能は、世論や同意といった近代的な形で、現代民主国家の政治装置の中心に依然として位置を占めている」、「同意による統治(government by consent)」(11)

24. 政治神学 対 オイコノミア神学(ポリスとオイコス)：オイコノミアと生の秩序

「テーゼの一つ」：「広い意味での政治的パラダイムが二つ、キリスト教神学に由来している」

「互いに相反するが、機能上は互いに結びついている」、「一つは政治神学である。これは、単一の神において主権的権力の超越性を基礎づける。もう一つはオイコノミア神学である。これは、主権的権力の超越性の代わりにオイコノミアは神の生の秩序であれ、人間の生の秩序であれ、内在的秩序——狭義の政治的秩序ではなく家の秩序——として構想される。政治神学のほうからは政治哲学と近代の主権理論とが生じてくる。オイコノミア神学からは近代の生政治が生じてくる。その生政治は、今日における社会生活のあらゆる面において、オイコノミア[経済]と統治の勝利を見るにまで至っている。」(13)

「政治神学的パラダイム」「カール・シュミット」「近代国家理論の重要な概念はすべて、神学的概念が世俗化されたものである」、「オイコノミア[経済]は世俗化された神学的パラダイムであるかもしれないとするテーゼは、当の神学自体へさかのぼって作用する」

(16)、「神の生と人間の歴史とがはじめから神学によって一つのパラダイムとして構想されていること、つまり神学はそれ自体からして「オイコノミア的」だということ、神学は単に世俗化を通じて後から「オイコノミア的」になるということではないということ」(16-17)、「歴史とは結局、政治的問題ではなく「経営」や「統治」の問題だということ」、「キリスト教信者が求める永延の生はつまるところ「国(polis)」というパラダイムのものではなく「家(oikos)」というパラダイムのもとにある」(17)

25. 近代化・世俗化をめぐる：オイコノミアと統治→経済と政治？

「ヴェーバーにとって世俗化とは、近代世界のいや増す幻滅と脱神学化の過程の示す一面である。それに対してシュミットにおいては反対に、世俗化は神学が現前しつづけているということ、神学が近代においてまさしく働きつづけていることを示すものである」、「神学的諸概念と政治的諸概念」「ある特有の戦略的關係」、「その關係は政治的諸概念をその神学的起源へと差し向けつつしるしづけるものである」(18)

「世俗化の問題をめぐる論争」、「ハンス・ブルーメンベルク、カール・レーヴィット」(20)

26. ペーターゾンとシュミット：「カテコーン」とは？(43頁も)

「世俗化に関する論争から生まれた」「秘められた問題」「カテコーンの」と定義できる神学的概念」(24)

「終末(eschaton)」を遅らせ引き止めているもの、つまり王国の到来と世界の終わりを遅らせ引き止めているものが何かあると断言、「シュミットにとっては、そのようにオ

クさせている要素とは帝国である。ペーターズンにとっては、それはキリストを信じることに對するユダヤ人の拒否である、「人類の現在の歴史は、王国が遅れているということにもとづく「合い間(interim)」なのである」、「前者にとっては、この遅れはキリスト教帝国の主権的権力と一致している」、「後者にとっては、キリスト教へのユダヤ人の回心がうまくいかなかったことによる王国の宙吊り、教会が歴史的に実在することを基礎づける。」(25)

「教会が存在しうるのは」「具体的終末論が取り除かれ、その代わりに「最後の物事に関する教説」が置かれているからにはほかならない」、「本当に問題になっているのは、政治神学を受け容れることができるか否かということではない。ここで本当に問題になっているのは、「具体的終末論」を遅らせ除去する、この「カテコーン」という権力の本性と身元である」、「終末」「宙吊りにする権力をもつ出来事」「歴史において神の臨在が起らないように大審問官が見張っている。」(26)

「ペーターズンを代表者とするこのカトリック的反ユダヤ主義の特性」「教会の実在はシナゴグの持続を基礎とする」(27)

#### 27. アリストテレスと単一支配(モノルキア) → 政治神学

「アリストテレスの『形而上学』第十二巻」「主権者が多くいるのは良くない。主権者は一人であるべきである」、「単一支配(monarchia)」、「ユダヤ教およびキリスト教という領域において、単一支配的権力に対する政治神学的な正当化がなされたが、このアリストテレスによる不動の動者という神学的パラダイムはいわばその正当化の原型になっているというのである」(28-29)、「偽アリストテレスの『宇宙論』」「古典的政治学から神の単一支配というユダヤ的構想への架橋となっている」、「神はあらゆる運動の超越的原理であり、その原理はちょうど軍司令官が自分の軍隊を導くのと同じように世界を導くものとされる」、「神とは「権力」が「宇宙において働くにあたっての前提条件のことである」」(29)

#### 28. 単一支配と三位一体

「ペーターズンは」「アレイオス派に関する論争に関して、神の単一支配という政治神学的パラダイムがどのように三位性神学の展開と衝突するかを論証しようとする」、「神の単一支配に関する教義は三位性教義を前にして挫折せざるをえなかった。アウグストゥスの平和(pax augusta)の解釈はキリスト教終末論を前にして挫折せざるをえなかった」(32)、「『政治神学』のようなものはもはや、ユダヤ教や異教という土地においてしか存在することはできない」、「『政治神学』は神学的に言って不可能だということを論証しようとした」(33)

「シュミット」「ペーターズンによって分析されたこの同じ一節を用いて、いわば反対の帰結を引き出している」、「皇帝の隠喩とは、統治者や代務者を通じて自らの単一の権力を行使するという隠喩」(35)、「カッパドキア派の神学が専心していたのは、アレイオス派や同一実体派の最後の抵抗を精算すること、そして単一の実体が三つのはっきりした位格になるとする教説を作りあげること」(36)

#### <参考文献>

1. C. シュミット『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社、1970年。

2. ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。

Giorgio Agamben, *Homo sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*, Torino, Einaudi, 1995.

(Giorgio Agamben, *Homo sacer. Sovereign Power and Bare Life*, translated by Daniel Heller-Roazen, Stanford University Press, 1998.)

↓

アガンベンの聖書解釈

『残りの時——パウロ講義』上村忠男訳、岩波書店、2005年。

『アウシュヴィッツの残りのもの——アルシーヴと証人』上村忠男訳、  
月曜社、2001年。

3. ジョルジョ・アガンベン『王国と栄光——オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』青土社、2010年。
4. ジョルジョ・アガンベン『いと高き貧しさ——修道院規則と生の形式』  
みすず書房、2014年。
5. ジョルジョ・アガンベン『身体の使用——脱構成的可能態の理論のために』  
みすず書房、2016年。
6. Colby Dickinson, *Agaben and Theology*, T & T Clark, 2011.
7. 芦名定道「現代思想と〈神〉の問い——ティリッヒからジジエクまで」、  
『理想』2012. No.688、40-52頁。